

○防衛省告示第二百七十五号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が令和四年一〇月二十八日次のとおり決定された。

令和四年十一月二日

防衛大臣 浜田 靖一

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
二〇一二	三沢対地射爆撃場	三沢市	国有	土地…約二、二三五、〇〇〇平方メートル	

ル

訓練場所として共同使用する。

二〇一二 三沢対地射爆撃場

三沢市

国有

使用期間…令和四年十一月十日から同月十九日までの間

土地…約二、二三五、〇〇〇平方メートル

訓練場所として共同使用する。

使用期間…令和四年十一月二十二日から

同月二十五日までの間

三〇八三 厚木海軍飛行場

綾瀬市

国有

土地…約四〇平方メートル

国有
工作物…電力線路

海上自衛隊が飛行場灯台に電力を供給す

るため共同使用する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

工作物…滑走路等

山口県がチャーター機の離発着場として

使用するため共同使用する。

使用期間…令和五年一月一日から同月三

十一日までの間のうち二日間

土地…約四、三〇〇平方メートル

工作物…門等

岩国市が岩国運動公園の臨時駐車場とし

て使用するため共同使用する。

土地…約一五、〇〇〇平方メートル

土地…約九、六〇〇平方メートル

土地…約一二八、〇〇〇平方メートル

訓練場所として共同使用する。

使用期間…令和四年十一月十五日から同

月十七日までの間

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

六〇五一 普天間飛行場

宜野湾市

国有

公有

民有

六〇五六 牧港補給地区

浦添市

国有 土地…約一、一〇〇平方メートル

公有 土地…約七〇〇平方メートル

民有 土地…約二、四〇〇平方メートル

国有 建物…約六〇〇平方メートル

訓練施設として共同使用する。

使用期間…令和四年十一月一日から同月

二十二日までの間

◎追加提供

施設番号 施設名 所在地名 所有関係 摘要

一〇六六 東千歳駐屯地 千歳市 国有 土地…約八四、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約二、四〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和四年十一月十四日から同
年十二月十八日までの間

陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設及び区域
の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適
用ある施設及び区域として提供する。提
供期間中は、地位協定の関連ある条項が
適用される。

一〇六八 千歳飛行場

千歳市

国有

土地…約三九〇、〇〇〇平方メートル

国有

工作物…門等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和四年十一月一日から同月
十九日までの間

航空自衛隊千歳基地の施設及び区域の一

部を、地位協定第二条第四項(b)の適用あ

る施設及び区域として提供する。提供期

間中は、地位協定の関連ある条項が適用

される。

二〇六三 八戸駐屯地

八戸市、三沢市

国有

土地…約四七、〇〇〇平方メートル

公有

土地…約三、一〇〇平方メートル

国有

建物…約一、六〇〇平方メートル

公有

建物…約一、五〇〇平方メートル

国有

工作物…照明装置等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和四年十一月一日から同月

十九日までの間

三二八九 朝霞駐屯地

朝霞市、和光市

国有

陸上自衛隊八戸駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

土地…約一〇〇平方メートル

国有

建物…約一、四〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和四年十一月十一日から同年十二月二十日までの間

陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

四一六一 小松飛行場

京丹後市

ある施設及び区域として提供する。提供
期間中は、地位協定の関連ある条項が適
用される。

国有 土地…約三一、〇〇〇平方メートル

民有 土地…約六、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約三、二〇〇平方メートル

国有 工作物…囲障等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和四年十一月七日から同月
十九日までの間

航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の施設及び区
域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の
適用ある施設及び区域として提供する。

提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一一五 新田原飛行場

宮崎県児湯郡新富町

国有

土地…約三四、〇〇〇平方メートル

国有

建物…約一八〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年十一月二日から同月二十一

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

航空自衛隊新田原基地の施設及び区域の

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

五一二五 健軍駐屯地

熊本市、熊本県菊池 国有
郡菊陽町、熊本県上 国有
益城郡益城町

ある施設及び区域として提供する。提供
期間中は、地位協定の関連ある条項が適
用される。

土地…約五二、〇〇〇平方メートル

建物…約一一、〇〇〇平方メートル

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年十一月一日から同月二十五

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設及び区域の

五一二五 健軍駐屯地

熊本市

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用
ある施設及び区域として提供する。提供
期間中は、地位協定の関連ある条項が適
用される。

国有 土地…約二三、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約八、九〇〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…令和四年十一月十四日から同
年十二月十八日までの間

陸上自衛隊健軍駐屯地の施設及び区域の
一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用
ある施設及び区域として提供する。提供

五一三〇 奄美駐屯地

奄美市、鹿児島県大
国有

土地…約二八、〇〇〇平方メートル

島郡瀬戸内町

国有

建物…約一、七〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年十一月一日から同月二十五

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊奄美駐屯地の施設及び区域の

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用

期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一三一 相浦駐屯地

佐世保市

ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

国有 土地…約五六、〇〇〇平方メートル

国有 建物…約七五〇平方メートル

国有 工作物…水道等

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和四年十一月一日から同月二十五

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊相浦駐屯地の施設及び区域の

一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用
ある施設及び区域として提供する。提供
期間中は、地位協定の関連ある条項が適
用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一三三	津多羅島	五島市	公有	土地・約二〇九、〇〇〇平方メートル 訓練場所として新規提供する。

使用期間…

- 一 令和四年十一月九日から同月二十日
までの間
- 二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

津多羅島の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五二三四 徳之島

鹿児島県大島郡伊仙 公有

土地…約二二、〇〇〇平方メートル

町 公有

建物…約二〇〇平方メートル

公有 工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和四年十一月十二日から同月十九

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

徳之島の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九二 那覇駐屯地

那覇市

国有

土地…約二、七〇〇平方メートル

国有

建物…約三、六〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和四年十一月一日から同月二十五

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び

取壊しのための期間

陸上自衛隊那覇駐屯地の施設及び区域の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

六〇九三 与那国駐屯地

沖縄県八重山郡与那 公有

国町

国有

建物…約二、三〇〇平方メートル

国有

工作物…水道等

訓練施設として新規提供する。

使用期間…

一 令和四年十一月一日から同月二十五

日までの間

二 必要に応じ、仮設建物等の建設及び
取壊しのための期間

陸上自衛隊与那国駐屯地の施設及び区域
の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適
用ある施設及び区域として提供する。提
供期間中は、地位協定の関連ある条項が
適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯三一度四二分四八秒、東経一三一度二九分三六秒
- 2 北緯三一度四一分〇六秒、東経一三一度四〇分一八秒
- 3 北緯三一度三一分一八秒、東経一三一度三八分二四秒
- 4 北緯三一度三二分四二秒、東経一三一度二八分三六秒

二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和四年十一月十八日から同月二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。